

令和8年第1回定例会

1 日 時 令和8年1月28日（水）10時30分から11時25分まで

2 場 所 委員会室

3 出 席 者 東京都選挙管理委員会

委 員 長	澤 野 正 明
委 員	小 林 正 則
委 員	橘 正 剛
事 務 局 長	事 務 局 長
總 務 課 長	總 務 課 長
選 挙 課 長	選 挙 課 長
広報啓発担当課長	
書 記 3 名	

4 議 事

<議案>

- 不在者投票を行うことができる施設の指定について
- 東京都選挙管理委員の報酬及び費用弁償条例並びに選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 選挙争訟について
- 選挙争訟について
- 令和8年秋の藍綬褒章受章候補者の決定について

<その他の事項>

- 当面の日程について

5 会議の概要

発 言 者	発 言 の 要 旨
委 員 長	<p>ただ今から令和8年第1回定例会を開会いたします。本日は5件の議案を予定しております。</p> <p>なお、議案第3号から第5号は個人情報及び公表前情報等を含んでいることから、非公開審議として取り扱いたいと存じますが、御異議はございませんか。</p>
委 員	(異議なし)
委 員 長	<p>それでは、そのように取り扱うことといたします。</p> <p>それでは、議案第1号「不在者投票を行うことができる施設の指定について」事務局より説明を求めます。</p>
選挙課長	(議案第1号について説明)
委 員 長	説明が終わりました。ただいまの説明について、御質問・御意見はございますか。
委 員	これは公示がされた翌日に決定されることになりますけども、問題はないのですか。
選挙課長	本日御決定いただきましたら、これから実施する不在者投票については、可能となります。
委 員	公示日が過ぎていても大丈夫ということですね。それは何日までという規定はありますか。公示日の1週間以内とか。
選挙課長	不在者投票ですので、投票日前日の2月7日土曜日までに指定が行われれば、対応できます。
委 員	それはちゃんと明文化、明記されているのですか。
選挙課長	2月7日までに指定をすれば、不在者投票ができるという明文規定はございませんが、2月7日まで、不在者投票ができるということは明文規定がございまして、期日までに指定を行い、かつ不在者投票の要件が成立すれば、対応ができます。
委 員	期日前投票ができる期限までに指定をすれば、衆参であろうと、市区町村であろうと、それは大丈夫で、対応可能ということでいいですか。
選挙課長	実際の事務対応としては実務の部分でいうと、時間を要するところがありますけれども、ただルールとしては、今、委員にご指摘いただいたとおりです。

委員長	他に御質問・御意見はございますか。 では、お諮りいたします。議案のとおり決定することに御異議はございませんか。
委員長	異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり決定いたしました。
	それでは、議案第2号「東京都選挙管理委員の報酬及び費用弁償条例並びに選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」、事務局より説明を求めます。
総務課長	(議案第2号について説明)
委員長	説明は終わりました。ただいまの説明について、御質問・御意見はございますか。
委員	報酬審議会というのは、議員さんの報酬とか、あるいは知事や副知事とか、教育長とか、そういうところが対象だとずっと思っていました。この選挙管理委員報酬も報酬審議会で決めたということですか。また、選挙管理委員以外に、報酬審議会で決めた特別職というのは、あとは何がありますか？
総務課長	審議会で決めているものについては、議会の議長、副議長、委員長、副委員長、議員、あとは、知事、副知事、教育長です。選挙管理委員会の委員の報酬については、あくまで選挙管理委員会の委員会で決めて、条例改正を行うという形となりますので、別物です。あとは人事委員会とか、監査事務局とともに、同様の改正は同じような対応をさせていただいています。
委員	じゃあ、そうすると2.76%の上昇ということで、報酬審議会が出たので、その2.76%を基礎にして上げたらこういう金額になるということですか。
総務課長	おっしゃるとおりです。
委員	はい、わかりました。
委員長	他に御質問・御意見ございますか。それではお諮りいたします。議案のとおり決定することに御異議はございませんか。
委員長	異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案のとおり決定いたしました。
	それでは、当面の日程について事務局に説明を求めます。
総務課長	(当面の日程について説明)
委員長	説明は終わりました。ただいまの説明について御質問・御意見はございませんか。
委員長	御質問・御意見がないようですので、当面の認定について了承することいたします。

次回の定例会は2月10日に開催することといたします。